

## 第50回全国高等学校総合文化祭 国際交流事業に係る業務委託契約書

支出負担行為担当官 秋田県教育庁教育次長 鈴木 雄輝（以下「甲」という。）と、秋田県知事 鈴木 健太（以下「乙」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「丙」という。）は、第50回全国高等学校総合文化祭国際交流事業に係る業務について次のとおり委託契約を締結する。

### （委託）

第1条 甲及び乙は、第50回全国高等学校総合文化祭国際交流事業に係る業務（以下「委託業務」という。）を丙に委託し、丙は、これを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和8年9月30日までとする。

### （委託料）

第3条 委託料は、\_\_\_\_\_円とする。（うち消費税及び地方消費税額\_\_\_\_\_円）

2 甲及び乙が負担する委託料は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 丙は、委託業務完了後、すみやかに業務完了報告書を甲及び乙に提出するものとする。また、丙は、甲及び乙による検査に合格した後、委託料請求書を甲及び乙に提出するものとする。

4 甲及び乙は前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に丙に対し委託料を支払うものとする。

### （契約保証金）

第4条 秋田県財務規則第178条第\_\_\_号の規定により免除。

### （委託業務の処理方法）

第5条 丙は、別添仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙丙協議して処理するものとする。

### （調査等）

第6条 甲及び乙は、必要があると認めたときは、委託業務の処理状況について随時に調査を行い、又は報告を求めることができるほか、丙が委託業務を履行する場所等に立ち入ることができるものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する調査、報告、立ち入りの結果、委託業務の履行に関して改善が必要と認めたときは、丙に対して必要な指示を与えて適正な履行を求めることができるものとする。

(業務内容の変更等)

第7条 甲及び乙は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙丙協議して書面によりこれを定める。

(再委託の禁止)

第8条 丙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲及び乙の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の侵害)

第9条 丙は、委託業務の処理に際して第三者の著作権等の権利を侵害してはならない。  
2 委託業務を処理するうえで第三者の著作権等の権利侵害が発生した場合には、丙がその責を負うものとする。ただし、その損害が甲及び乙の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は甲及び乙が負担するものとし、その額は甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲及び乙は、本委託業務の成果物に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、丙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。ただし、丙は、甲及び乙に不相当な負担を課するものでないときは、甲及び乙が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。  
2 前項に規定する場合において、甲及び乙は、同項に規定する履行の追完の請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求および本契約の解除をすることができる。  
3 第1項に規定する場合において、甲及び乙が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲及び乙は、その不適合の程度に応じて委託経費の減額を請求することができる。この場合において、委託経費の減額の割合は引渡日を基準とする。  
4 追完請求、前項に規定する委託経費の減額の請求（以下「委託経費減額請求」という。）、損害賠償の請求および本契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲及び乙の供した材料の性質又は甲及び乙の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、丙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。  
5 第1項から前項までに規定する追完請求、委託経費減額請求、損害賠償の請求および本契約の解除は、目的物の引渡日から1年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が丙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。  
6 甲及び乙は、引渡された目的物に契約不適合があることを知ったときは、第1項から第4項までの規定にかかわらず、その旨を速やかに丙に通知しなければ、追完請求、委託経費減額請求、損害賠償の請求および本契約の解除をすることができない。ただし、丙がその契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(権利の帰属等)

第11条 委託業務により製作された成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、すべて甲及び乙に帰属するものとする。

2 丙は、甲及び乙の承諾なしに委託業務により製作された成果物及び資料を他に流用してはならない。

3 丙は、著作権者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。

4 甲及び乙は、委託業務により製作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、甲及び乙が出願人となって費用を負担し、登録手続きを行うものとする。

(履行遅滞の場合における遅滞料)

第12条 丙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲及び乙は、遅滞料を附して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅滞料は、委託料の額に遅延日数に応じて、年3.0%の割合を乗じて計算した額とする。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 丙がこの契約に違反したとき。

(2) 丙の委託業務の処理が不相当と認めるとき。

(3) 丙がこの契約を履行することができないと甲及び乙が認めるとき。

(4) 丙の役員等(丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(5) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が丙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(6) 丙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(7) 丙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は弁業を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(8) 丙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲及び乙は、必要があるときは、委託業務の既済部分の引き渡しを丙に請求できるものとする。この場合において、甲及び乙は、当該既済部分に相応する委託料を丙に支払うものとし、その支払額は、甲乙丙協議して定める。

(個人情報の保護)

第14条 丙は、この契約に寄る業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、丙の負担とする。

(信義則)

第16条 甲乙丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 秋田県秋田市山王三丁目1番1号  
支出負担行為担当官  
秋田県教育庁教育次長 鈴木 雄輝

乙 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事 鈴木 健太

丙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_